

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦と子1名）について、平成23年4月に南相馬市小高区の実家の両親に子を預けて共働きを始める予定であったが、原発事故後、両親と離れて避難生活を送ることになったため、避難先での就労に当たり、子を保育園に預けざるを得ない状況となったことなどを考慮し、子が4歳になる平成24年度までの保育料等が賠償された事例。

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人1」という。）、同X2（以下「申立人2」という。）及び同X3（以下「申立人3」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成26年3月17日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金1646万308円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払いの未精算仮払補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人1に対し、第1項記載の損害に対する未精算の仮払補償金30万円を、申立人3に対し、第1項記載の損害に対する未精算の仮払補償金30万円を支払い済みであることを確認する。

この未精算の仮払補償金合計60万円について、第2項記載の和解金1646万308円と精算する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年5月27日

（仲介委員 村上義弘）

(別紙)

申立人 X 1 について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用	平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 11 月 30 日	127,000 円	避難交通費及び家財道具移動費用
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 2 月 28 日	3,620,000 円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害	平成 23 年 5 月 1 日～平成 23 年 11 月 30 日	723,308 円	・減少分: 616,670 円 ・通勤交通費の増加費用: 106,638 円
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害		4,750,000 円	
その他			
一部和解 合計額(①)		9,220,308 円	

未精算の仮払補償金(②)	300,000 円
支払額(①-②)	8,920,308 円

申立人 X 2 について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 2 月 28 日	3,620,000 円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			

検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額（①）		3,620,000 円	

未精算の仮払補償金（②）	
支払額（①－②）	3,620,000 円

申立人 X 3 について 平成〇〇年（東）第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用（人）			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害（日常生活阻害 慰謝料）	平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 2 月 28 日	3,620,000 円	
精神的損害（滞在者慰謝 料）			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額（①）		3,620,000 円	

未精算の仮払補償金（②）	300,000 円
支払額（①－②）	3,320,000 円

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦と子1名）について、平成23年4月に南相馬市小高区の実家の両親に子を預けて共働きを始める予定であったが、原発事故後、両親と離れて避難生活を送ることになったため、避難先での就労に当たり、子を保育園に預けざるを得ない状況となったことなどを考慮し、子が4歳になる平成24年度までの保育料等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び損害期間についての和解金として、合計2936万6515円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び損害期間に対する賠償金として金1718万3616円（ただし、本賠償金として金72万3308円、平成26年5月27日付け早期一部和解金として金1646万0308円）を支払済みであることを確認する。

この既払金1718万3616円について、前項記載の和解金2936万6515円と精算する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年11月7日

（仲介委員 村上義弘）

事件番号：平成〇〇年（東）第〇号 申立人：X 1 外 2 名			
損害項目		期間	金額（円）
1. 避難費用 （生活費増加分）	保育料	平成 23 年 10 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	402,000
	避難交通費 家財道具移動費用	平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 11 月 30 日	127,000
2. 就労不能損害 （申立人 X 1）	給与等減収分	平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 8 月 31 日	12,740,028
	通勤費増加額	平成 23 年 5 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	487,487
3. 精神的損害（日 常生活阻害慰謝料）	申立人 X 1	平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 2 月 28 日	3,620,000
	申立人 X 2	平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 2 月 28 日	3,620,000
	申立人 X 3	平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 2 月 28 日	3,620,000
4. 財物損害（家財）			4,750,000
損害額合計（①）			29,366,515
既払金	本賠償金		723,308
	早期一部和解金		16,460,308
既払金合計（②）			17,183,616
支払額（①－②）			<b>12,182,899</b>